01 三重県における電子マニフェスト普及に向けた取り組みの紹介

三重県では、現在策定中の新しい県政ビジョン「みえ県民力ビジョン（仮称）」を実現するための中期的な実施計画である「みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）」において、廃棄物総合対策を県が緊急に対処すべき課題の一つとして位置づけ「地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト（仮称）」を策定することとしています。本プロジェクトの構成事業のうち、産業廃棄物の不適正な処理を未然に防止するための方策の一つとして、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の過程において、排出事業者がより確実に自らの処理責任を果たすことができるように、偽装・不正が行われにくく、廃棄物の処理過程が確実に把握でき、かつ不適正処理があった場合にも実態把握が容易となる電子マニフェストの普及促進を図ることとしており、次のような取り組みが進められています。

（1）電子マニフェスト加入料の助成

三重県内に本社、支社、営業所等の事業所を置く排出事業者、収集運搬業者、処分業者が、平成23年4月1日から平成24年2月10日までに、新規に電子マニフェストシステムに加入し、平成24年2月29日までに電子マニフェストシステムを利用開始する場合に、加入料を全額助成する事業を行っています。平成23年11月末現在の加入料助成件数は61件となっています。

加入料助成事業の詳細については、以下のURLをご参照ください。

URL http://www.eco.pref.mie.lg.jp/details/index.asp?cd=2011040019

（2）電子マニフェスト操作研修会

排出事業者及び処理業者を対象に、平成23年度は、三重県内3会場において10日間（開催数20回）の電子マニフェスト操作研修会が、当センターより講師を派遣の上で行われています。研修会では、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の一連の操作の流れを体験していただき、電子マニフェスト導入の検討を促すことを目的に行われています。平成23年11月現在の参加者数は134名です。

操作説明会の詳細については、以下のURLをご参照ください。

URL http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/mani/sousakensyu.htm

（3）今後の取り組み

三重県では、平成24年度も、平成23年度に引き続いて、加入料等の助成や電子マニフェスト操作研修会の実施等が予定されており、さらに、多量排出事業者を中心に啓発を進めながら、電子マニフェストの普及促進を図ることが考えられています。

電子マニフェストに関するお問合せ　電子マニフェストサポートセンター
TEL 03-5275-7023　FAX 03-5275-7112　URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/　e-mail info@jwnet.or.jp

02 電子マニフェストシステム（Web方式）で問合せが多い「修正・取消」に関するQ&A（例）

JWNETの操作上のご質問の中で最も多いのが「修正・取消」に関するものです。
「修正・取消」の中で特に多いご質問は以下のとおりです。

Q1 排出事業者がマニフェスト登録の内容（数量や廃棄物の種類等）を間違えた場合、どのように修正したら良いですか？

A1 JWNETにログインしていただき、「マニフェスト」→「マニフェスト情報の修正・取消」の画面を開きます。画面を開いたら、修正するマニフェスト情報を引渡日等により呼び出し、該当するマニフェスト情報を修正します。
操作方法の詳細は、操作説明書のP2-51をご参照ください。

▶マニフェスト情報の修正･取消
URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/manual/manual-part02/manual-Part02_2_51.pdf

Q2 運搬終了報告や処分終了報告の内容（運搬量や処分量、車両番号など）を間違えた場合、どのように修正したら良いですか？

A2 JWNETにログインしていただき、「運搬終了報告（処分の場合は処分終了報告、以下、同じ）」→「運搬終了報告（処分終了報告）の修正・取消」の画面を開きます。画面を開いたら、修正するマニフェスト情報を引渡日等により呼び出し、該当するマニフェスト情報の終了報告の内容を修正します。
操作方法の詳細は、操作説明書のP3-13（P4-19）をご参照ください。

▶運搬終了報告の修正･取消
URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/manual/manual-part03/manual-Part03_3_13.pdf

▶処分終了報告の修正･取消
URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/manual/manual-part04/manual-Part04_4_19.pdf

Q3 マニフェスト情報（または終了報告）の修正や取消をしましたが、その後、何をしたら良いですか？

A3 排出事業者がマニフェスト情報を修正、または取消をした場合は、報告済みの収集運搬業者、処分業者が承認する必要があります。一方、収集運搬業者や処分業者が終了報告を修正、または取消をした場合は排出事業者が承認する必要があります。

	排出事業者	収集運搬業者	処分業者
マニフェスト情報の修正･取消	修正者 （修正･取消の操作が必要）	報告済みの場合は承認が必要 （未報告の場合は不要）	報告済みの場合は承認が必要 （未報告の場合は不要）
運搬終了報告の修正･取消	承認が必要	修正者 （修正･取消の操作が必要）	作業は不要
処分終了報告の修正･取消	承認が必要	作業は不要	修正者 （修正･取消の操作が必要）

Q4 修正（取消）の承認（否認）はどのようにしたら良いのですか？

A4 JWNETにログインしていただき、「通知情報」の「修正・取消通知」の画面を開きます。排出事業者が修正（取消）した内容を収集運搬業者や処分業者が承認（否認）する場合は、収集運搬業者や処分業者が「マニフェスト情報修正（取消）要請通知」にチェックを付けて、「明細情報を表示」ボタンを押します。該当するマニフェスト情報の承認（否認）画面が表示されますので、「承認」（または「否認」）にチェックし、「認証・否認」ボタンを押します。収集運搬業者や処分業者が終了報告を修正（取消）したという場合は、排出事業者が「運搬（処分）終了報告修正（取消）要請通知」より、上記と同様の手順で承認（否認）します。
操作方法の詳細は、操作説明書のP2-62、3-18、4-25をご参照ください。

▶排出事業者による修正･取消通知の承認･否認
URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/manual/manual-part02/manual-Part02_2_59.pdf

▶収集運搬業者による修正･取消通知の承認･否認
URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/manual/manual-part03/manual-Part03_3_17.pdf

▶処分業者による修正･取消通知の承認･否認
URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/manual/manual-part04/manual-Part04_4_24.pdf

Q5 マニフェスト情報を修正したのですが、修正した内容が反映されません。どのようにしたら反映されるのですか？

A5 排出事業者、収集運搬業者、処分業者が修正した内容について承認した段階で、修正内容が反映されます。

Q6 マニフェスト情報を確認したところ「承認待ち」となっていますが、これはどのようなことですか？

A6 「マニフェスト修正（取消）承認待ち」となっている場合は、排出事業者がマニフェスト情報を修正（または取消）し、その内容について、報告済みの収集運搬業者や処分業者から承認が得られていない状態です。「運搬終了報告修正（取消）承認待ち」や「処分終了報告修正（取消）承認待ち」は収集運搬業者や処分業者が終了報告を修正（または取消）し、その内容について排出事業者から承認が得られていない状態です。承認（または否認）されれば、登録の状態が「承認待ち」から「登録」になります。

Q7 マニフェスト情報や終了報告を修正しようとしたら、「承認待ち」となっており、修正ができません。どのようにしたら良いですか？

A7 「承認待ち」の場合、他の方が該当するマニフェスト情報を修正し、承認が得られていない状態ですので、新たな修正を加えることはできません。承認（または否認）され、登録の状態が「承認待ち」から「登録」になれば、修正できるようになります。